

旭化成グループ贈収賄防止に関する基本方針

1. 基本方針

- ① 旭化成グループは、「世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献します」との基本理念に基づき、経営指針として「良き企業市民として法と社会規範を守り、社会とともに歩む」ことを、さらに企業倫理に関する行動基準に、事業活動に関するルールとしてお取引先様との「健全かつ適正な取引関係を維持」すること、および「贈収賄の禁止」を掲げています。旭化成グループはこの基本的な考え方に基づき、贈収賄防止に関する取組みを徹底します。
- ② 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程およびこれらに準じて特殊法人・地方公共団体等の定める倫理関連規程その他公務員等の倫理に関する各国の法令等に違反することとなるような行為を行わず、また、米国海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act)、英国贈収賄防止法 (Bribery Act) その他贈収賄の防止またはその処罰を規定する各国の法令等を遵守します。
- ③ お取引先様との関係においては、公序良俗に違反したり、社会通念・常識を逸脱するような金品・サービスを提供したり、受領したりすることは禁止します。
- ④ 国内外を問わず、公務員等に対して、不正な贈答、接待、便益の供与、その他の経済的な利益の供与を一切行いません。

2. 具体的行動指針

(1) 贈収賄の禁止

旭化成グループは、以下の行為を行いません。

①公務員等に対する贈賄

国内外を問わず、公務員等の職務行為に影響を与えることを意図し、当該公務員等に直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為に従業員等またはお取引先様が行うことを承認すること

②公務員等以外に対する贈賄

国内外を問わず、事業上の便宜の獲得または維持を目的として、他の事業者（法人・自然人を問わない）の役職員に違法または不当な職務行為を行わせることを意図し、当該役職員に直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為に従業員等またはお取引先様が行うことを承認すること

③収賄

国内外を問わず、事業上の便宜の提供の対価として、他の事業者や公務員等に対し、金銭その他の利益を要求し、收受を約束し、または收受をすること

④贈収賄の幫助・斡旋・謀議参加

贈収賄を幫助し、斡旋し、または贈収賄に関する謀議に参加すること

⑤ファシリテーションペイメント（当該国・地域の法令で禁止されていない場合を含む）

(2) 記録の保持

旭化成グループは、贈収賄行為が行われていないことを証明できるよう、第三者に対する支払いを含むあらゆる支出について、合理的な詳細さをもって、正確かつ適切に会計帳簿等に記録します。

3. お取引先様に対するお願い

お取引先様におかれましては、役員・従業員等およびお取引先様の取引先に対し、本基本方針の趣旨を周知徹底いただきますようお願いいたします。

本基本方針および関連する法令に違反する行為、または違反が疑われる行為を認識された場合は、速やかに取引のある旭化成グループ各社にご連絡ください。

また、違反行為または違反が疑われる行為に関する旭化成グループ各社または関係当局による調査には、ご協力いただきますようお願いいたします。

4. 用語の定義

- ・「公務員等」とは、以下に該当する者をいいます。
 - ① 政府または地方公共団体の公務に従事する者
 - ② 政府関係機関の事務に従事する者
 - ③ 公的な企業の役員・従業員
 - ④ 国際機関の公務に従事する者
 - ⑤ 政府、地方公共団体、国際機関から権限の委任を受けている者
 - ⑥ 政党の役職員
 - ⑦ 公職の候補者
 - ⑧ 上記①～⑦に準ずる者
- ・「事業上の便宜」とは、事業を遂行していく上で得られる有形無形の経済的価値その他利益一般をいいます。
- ・「金銭その他利益」とは、財産上の利益に留まらず、およそ人の需要・欲求を満足させるものをいいます。
- ・「ファシリテーションペイメント」とは、日常的な行政サービスの手続き円滑化または迅速化のために、公務員等に対して行われる少額の金銭の支払いをいいます。

2016年 4月20日 制定